

1 基本方針

本校は、県下唯一の病弱特別支援学校であると同時に、平成20年度より知的障害の子供たちへの教育を始め、病知併置校となった。その中で児童生徒一人一人の実態や特性に応じて、意欲的に生きる力を養い、社会的自立に向けて、個々の教育的ニーズに応じた指導と支援を行うことを基本方針としている。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した日々の中で、様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な方向

本校は、慢性疾患、進行性筋委縮症、重度重複障害等の児童生徒に対して、その実態や特性等に応じて、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、知的障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能を身につけさせることを目的として設置され、地域や関係機関との連携のもと小中高の一貫した教育活動を実践している。

また、地域の小中学校や高等学校との交流及び共同学習はもとより、多くの地域行事に参加し、社会との交流を積極的に進めている。これらの活動を通じて、児童生徒の社会性を高めるとともに、近隣の学校や地域に対して、障害のある児童生徒への理解の促進及び啓発に努めている。

指導体制は普段より、少人数の児童生徒を複数の教員で担当する形をとっており、個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化への対応ができるよう留意している。また、日々の連絡帳を通して家庭等との連携を密にすることで、自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても、きめ細かく対応している。いじめについては、「いじめはどこにでも起こり得る」という認識を教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、支援研究部及び特別支援教育コーディネーターによる日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。また、早期発見を可能にするためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的、計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるようこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針をホームページで公開し、その基本方針に基づいた取り組みを、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問など様々な機会を利用して保護者や地域へ情報発信することに努める。

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒会活動を中心に、児童生徒が主体的かつ積極的に仲間づくり活動に参加できるよう留意する。さらにネット上のいじめを防止するために、情報モラルを身につける指導を充実させる。

いじめ基本方針



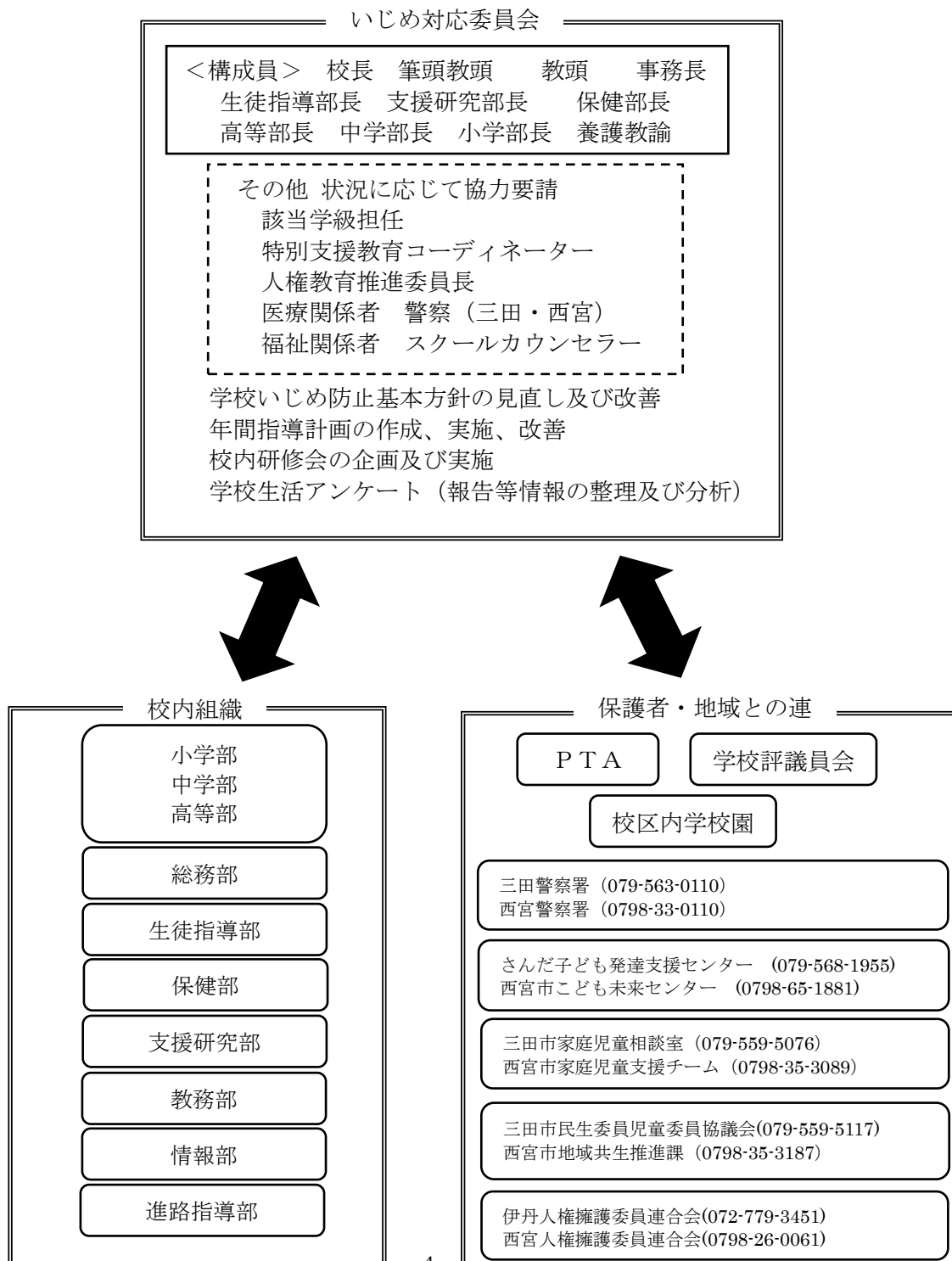
いじめ対応マニュアル



校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 3 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

〈組織図〉



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 腹痛など保健室へ行きたがる
- 遅刻・欠席が多くなる
- 職員室や保健室付近をうろうろする
- ときどき涙ぐんでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 一人でいることが多い
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教室へよく遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 発言すると友だちから笑われたり、冷やかされたりする
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる
- 机を少し離している
- 食事量が減っている
- 意図的な配膳忘れや不平等な配膳をされる

●清掃時

- 重い物、汚れた物をもたされることが多い
- 一人で離れて掃除をしている

●その他（校内での様子及び家庭よりの情報）

- 持ち物や机などに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休みがちになる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の状況と本人の言う理由が一致しない
- 遊び仲間が変わる
- 必要以上のお金を持っている
- トイレなどに個人を中傷する落書きがある
- 以前よりも携帯電話の着信履歴やSNSの書き込みを気にすることが増えた
- 携帯電話料金の請求額が大幅に増えている

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対してきつい言葉を使う
- 他の子どもに威嚇する表情をする
- 認められる場が少ない

年間指導計画

	会議・研修	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画等 職員会議	特別活動 体験活動 道徳教育 人権教育	学級・人間関係づくり 連絡帳 心のケア相談 スクールカウンセラー
5月	県立学校生徒指導担当者会 丹有地区生徒指導担当者会 学部学年会		
6月	事例発生時、緊急いじめ対応チーム		本人への聞き取り (生活アンケート)
7月			
8月	人権研修会 カウンセリング マインド研修		
9月	いじめ対応チーム 情報交換・計画修正		
10月	全県特別支援学校生徒指導担当者会		
11月	丹有地区生徒指導担当者会		本人への聞き取り (生活アンケート)
12月			
1月			
2月			本人への聞き取り (生活アンケート)
3月	いじめ対応チーム 次年度の計画 課題解決策の検討	↓	↓

会議・研修

①会議

初回の職員会議において学校いじめ防止方針といじめ対応マニュアルを確認するとともに、校内体制及び年間計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。また、児童生徒の情報交換を実定例で行われる学部学年会で行う。

②生徒指導担当者会

担当者会で得た情報を職員会議や生活部会を通じて共通理解し、未然防止に向けて取り組んだり、授業に取り入れたりする。

③研修

研修を通じて保護者理解と児童生徒理解に努める。

未然防止に向けた取組

①学級・人間関係づくり

宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。

②人権教育、道徳教育

生命の尊重の精神や他人を思いやる心等を育てる。児童生徒の実態に合わせて、題材や資料の名用を十分検討し、必要に応じてグループ編成を行って実施する。

③体験活動、特別活動

集団活動や交流、学級活動、児童生徒会活動、自然とのふれあい等を通して、豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域と一体になって心の教育の充実を図る。

早期発見に向けた取組

①アンケート

学期に1回実施する。児童生徒は面談式と記述式を選択することができる。

②連絡帳

連絡帳を通じて担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③心のケア相談・スクールカウンセラー

児童生徒、保護者、教職員を対象に1ヶ月に1回実施する。定期的な相談体制を整備し、気軽に相談ができる環境をつくる。

組織的対応

校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に対応に当たる

